

操明小学校 いじめ防止対策基本方針

(委員会設置)

第1条 平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」の第22条に基づき、各校において「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(委員会目的)

第2条 いじめは、全ての学校・児童等に起こりうる問題であるという認識に基づき、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめ事案が発生したと考えられる場合は組織的に適切かつ迅速に情報の共有とこれに対処することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事他、校長が指名する職員・担当者・養護教諭・スクールカウンセラー等によって構成する。校長の判断により必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

(取組内容)

第4条 委員会は、情報の収集と実態把握・相談活動の充実を図る。その際は、児童や保護者の思いや立場に立った視点で正確な情報が得られるように努めるとともに、職員の指導力向上、いじめの未然防止・早期発見、いじめ事案が発生した場合の適切かつ迅速な対処ができることをめざして、次の業務を遂行する。

いじめの未然防止の体制整備及び取り組み(hyper-QU等の活用)
 いじめの状況把握及び分析(チェックシート・アンケート)
 いじめを受けた児童に対する相談及び支援
 いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
 いじめを行った児童に対する指導(まわりの児童への指導を含む)
 いじめを行った児童の保護者に対する助言や連携
 専門的な知識を有する者等との連携
 その他いじめの防止に係ること

委員会は、毎月1回定期的に開催する。いじめ発見の場合は、校長の判断により、「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し組織的で迅速な対応をする。

【具体的取組】

【通常業務】 未然防止・実態把握の取組	【緊急時】 いじめ事案発生時の取組
いじめ防止対策委員会の定期的開催 年間活動計画・活動事例の作成 いじめ問題の取組を保護者・地域へ発信(啓発・協力要請) 外部相談機関との連携 実態把握チェックシート・アンケートの実施・分析・作成 定期的な職員間での情報交換 職員研修の企画・運営(事例研究等) (事例研究に加え道徳教育・豊かな体験活動等に係る研修・ネット対策)	緊急いじめ防止対策委員会の開催 (教育委員会・警察等関係機関との連携) 事例に係る指導方針の決定と具体的な取組の提示・周知(いじめ防止対策委員会が取組全体の中心となって組織的な対応をする) 専門的知識を有する者との連携 (メンタルヘルス・ケア等への配慮) 保護者・家庭との連携 サポートチームの対応策検討 緊急のいじめ防止・人間関係づくり・生命尊重の教育の実施

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は校長が定める。

附則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。
 尚、この設置に関する内容に不備等がある場合は、関係各者と協議の上で変更できるものとする。(学校評価項目に位置付けPDCAサイクルでの取組検証)
 平成26年8月改正 平成29年10月改正

早期発見・未然予防の具体

	個人への対応	学級への対応	学校への対応	家庭・地域への対応
直接的取組	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止プリント配布 ストレスを抱える子へのケア(教育相談) 身体的・精神的支援が必要な子に対するケア(担任・SC・養護教諭) hyper-QU等の活用 ふれあい週間 	<ul style="list-style-type: none"> 学級での合意形成 定期点検システムの確立(みんなが笑顔になるためのアンケート) いじめの学習と話し合い hyper-QU等の活用 ソーシャルスキルを身に着ける学習活動 道徳教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 保健室の利用の仕方の充実 いじめ防止対策委員会(教師・外部専門家) 連絡会による全職員への共通理解 いじめの実態把握と克服活動 適時のケース会 スクールカウンセラーの配置 	<ul style="list-style-type: none"> 受容と寛容的な土台作り 地域活動への参加(クリーン作戦等) 学校便り等による啓発活動 土曜、日曜参観日等の学校公開
間接的取組	<ul style="list-style-type: none"> 専門機関紹介一覧(ハートフル岡山110等) 児童とのコミュニケーション 友達トラブル解決法 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止の「学級開き」(担任の決意表明) 授業規律の確立 学級活動の充実 学び合いと協力・学習 携帯電話やスマートフォン・パソコンの使用方法やSNSなどの利用マナー 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活が安全で安心できる環境整備 ネットパトロール 	<ul style="list-style-type: none"> 補導・見回り活動 青少年育成協議会との連携 警察協力員等との連携・情報交換 PTAとの連携

専門機関との連携

いじめ発見時の具体的対策

いじめ情報・・・担任の児童観察・本人からの訴え・保護者からの訴え・級友からの情報
 電話連絡・連絡帳・生活アンケート・生徒指導部会 など
 (発達障害を含む障害がある児童・外国からの帰国子女等の児童・東日本大震災での避難生活をする児童・性的少数者<LGBT>には、特に注意と配慮・支援を要す。)

詳細情報収集 (学級担任等・5W1Hを明確にする)
報告 指導助言
いじめ防止対策委員会の設置 (校長・指導支援体制の役割分担・関係機関等と連携)

指導 報告 **関係機関などと連携**

子どもへの指導・支援を行う (学級担任・SC等)
 A: 本人ケア・・・信頼できる人
 B: 加害指導・・・人格を傷つけている行為の理解
 自らの行為の責任を自覚させる
 不満やストレスのケア
 C: まわりの者への指導・・・自分の問題と捉えさせる(傍観者にならない)
 報告相談できる勇気を育てる

保護者との連携 (家庭訪問等で今後の連携の確認)

報告
継続支援活動 (へもどる) 行為が止み、心身の苦痛を感じていない(一定の解消している状態)に至った場合でも再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く観察する。(3か月を目安)

【重大事態への対応】・・・上記通常対応に付加して行う
 重大事態とは 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い
 自殺企図 傷害 精神疾患 警察に被害届
 相当の期間(年間30日)の欠席することを余儀なくされた疑い

重大事態発生・・・上記情報もと + いじめ110番などの関係機関

学校設置者(教育委員会)に連絡

招集
緊急いじめ防止対策委員会の設置 (指導支援体制の役割分担)

調査 報告
詳細情報収集 該当児童の確定を迅速に行う。客観的な事実関係を明確にする。
 必要があれば再度調査を行う。

子どもへの支援及び保護者に対して情報提供 (適時適切に経過報告)

調査結果を教育委員会に報告

児童・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時には、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したとして調査・報告にあたらなければならない。